

## 山形県公立大学法人中期目標

### 前文

山形県公立大学法人は、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探求と知の創造に努め、もって地方創生及び社会全体の持続的な発展に寄与することを目的とする。

この目的を実現するため、本中期目標期間を、山形県立米沢栄養大学にあつては、大学設置の目的に沿った教育研究体制の充実を図る期間として、山形県立米沢女子短期大学にあつては、これまでの成果を礎とした教育研究を展開しつつ、社会の変化や地域のニーズを踏まえた教育研究機能の在り方について検討を進める期間として位置づけ、山形県は次の項目を基本とする中期目標を定める。

#### 1 地域の発展を支える人材の育成

「学生が主役」の視点のもと、多様な学生ニーズに応え、「教養」、「実学」、「キャリア支援」を三本柱とした教育を展開することにより、学生の個々の能力を伸ばし地域の発展を支える人材を育成する。

#### 2 教育研究成果を生かした地域貢献

地域に根ざした教育研究及びその成果の還元をより一層推進するとともに、地域との連携、協働に積極的に取り組み、県民の豊かな暮らしの実現に貢献する。

#### 3 社会の変化に対応した大学運営

理事長のリーダーシップのもと、大学の教育研究内容や経営状況について不断に検証し、必要な改革を進めるなど、社会の変化に対応した戦略的な大学運営を図る。

### 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

#### 2 教育研究上の基本組織

山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学は、以下に記載する学部及び研究科並びに学科をもって構成する。

##### (1) 山形県立米沢栄養大学

学 部	健康栄養学部
研 究 科	健康栄養科学研究科

## (2) 山形県立米沢女子短期大学

学 科	国語国文学科
	英語英文学科
	日本史学科
	社会情報学科

## 第2 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 教育の内容及び成果

「少人数教育」の利点を生かし、少子高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化、食料自給の低下による食を取り巻く環境の国際化等、社会の変化に的確に対応した栄養に関する教育を推進するとともに、育成すべき人材像を全ての教員が共有し全学的な教育を展開することにより、国際的な視野を持ちながら地域において食を通じた健康づくり等を担うことができる人材を育成する。

##### ① 学部教育

地域と関わりながら、豊かな人間性と幅広く深い教養と知識の上に、栄養に関する高度な専門知識と専門技術を身に付けた人材を育成する。

##### ② 大学院教育

外部との連携、協働を推進しながら、健康づくりや医療、福祉等の現場において、栄養に関するより高度な専門的知識、実践的能力を有するとともに、研究調査にも精通し、指導的役割を發揮する人材や、地域の栄養課題や食文化を熟知し、地域の栄養課題解決を担う教育者・研究者を養成する。

#### (2) 教育実施体制の充実

##### ① 教員の配置

教育研究の進歩や時代の動向、地域や学生のニーズに柔軟に対応した教育を実施するため、適切な教員の配置を図る。

##### ② 教育環境

学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る。

#### (3) 学生の確保

大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報の積極的な発信及び高大連携の取組の推進等により、今後18歳人口が急速に減少する中でも、県内出身者

をはじめとする志願者を確保し、大学が求める資質と能力を有する優秀な学生の確保を図る。また、現場で働く社会人が大学院において高度な教育を受け、研究が行えるよう、時間や場所を選ばずに学べる履修環境の整備及び情報発信に努め、積極的な受入れを図る。

#### **(4) 学生支援の充実**

##### **① 学修支援**

学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組めるよう、適切な評価に努め、学生一人ひとりの学修目的及び習熟度に応じた学修支援の充実を図る。

##### **② 生活支援**

学生が心身ともに充実した大学生活を送ることができるよう、生活全般に対する支援の充実を図る。

##### **③ キャリア支援**

地域で多様に活躍できる管理栄養士を養成するため、早い段階から社会的・職業的自立に向けた体系的なキャリア教育を展開し、また、学生個々の希望に応じた、就職や国家資格取得のための支援を行う。

### **2 研究に関する目標**

#### **(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信**

県民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与するため、栄養学及び関連領域の学問を通じて、健康に資する実践的な研究を志向する。さらに学内外との共同研究、地域の課題解決に資する研究等を推進するとともに、その研究成果が地域で有効に活用されるよう、積極的に情報を発信する。

#### **(2) 研究実施体制の充実**

研究活動を促進するため、教員の研究成果に対する適正な評価を行い、その評価結果を活用することにより、研究実施体制の充実を図る。

### **3 地域貢献に関する目標**

#### **(1) 地域で活躍する人材の輩出**

地域が求める人材像を把握し、教育課程やキャリア支援に反映させることにより、地域で活躍する人材の輩出に努める。また、管理栄養士の活躍の場の拡充に努め、関係機関とも連携して県内就職の促進を図る。

#### **(2) 地域社会への参画**

ボランティア活動や地域活性化に向けた取組への参加等、課外活動を含む学生の地域社会への参画を支援することにより、学生の地域理解を醸成する。

#### **(3) 教育研究成果の地域への還元**

地域連携・研究推進センターの活動を通じ、栄養と健康に関するシンクタンク機能を発揮し、行政、他の教育・研究機関、県内企業等との連携を図り、教育研究の成果を地域に還元する。

#### (4) 他大学との連携

大学の有する知的資源のより効果的な活用、情報発信及び高校生の県内進学促進を図るため、大学コンソーシアムやまがたへの積極的な参画により単位互換に取り組むなど、他大学との連携を推進する。

#### (5) 高等学校等との連携

高校生等の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、県内高等学校等との連携を推進する。

#### (6) 県民への学びの機会の提供

公開講座や栄養関係者のリカレント教育を目的とした研修会等、地域のニーズに合わせた学びの機会を充実することで、社会人の学び直しを促進する。

### 4 国際交流に関する目標

国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成するため、海外の情報の収集を積極的に行い、その成果の活用や、海外の教育機関等との交流を通じて、国際化に対応した教育研究を展開する。

## 第2の2 山形県立米沢女子短期大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 教育の内容及び成果

大学の伝統により培われた「学生と教員の距離が近い顔の見える教育」、創意工夫しながら築き上げていく「手づくりの少人数教育」を行うとともに、育成すべき人材像を全ての教員が共有し全学的な教育を展開することにより、教養と実学を身に付け、課題探求能力とコミュニケーション能力を持った人材を育成する。

#### (2) 教育実施体制の充実

##### ① 教員の配置

教育研究の進歩や時代の動向、地域や学生のニーズに柔軟に対応した教育を実施するため、適切な教員の配置を図る。

##### ② 教育環境

学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備、資料等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る。

#### (3) 学生の確保

大学の特色、求める学生像、その他入学者の選抜に関する情報の積極的な発信及び高大連携の取組の推進等により、今後18歳人口が急速に減少する中でも、県内出身者をはじめとする志願者を確保し、大学が求める資質と能力を有する優秀な学生の確保を図る。

#### **(4) 学生支援の充実**

##### **① 学修支援**

学生が自信と意欲、目的を持って学修に取り組めるよう、適切な評価に努め、学生一人ひとりの学修目的及び習熟度に応じた学修支援の充実を図る。

##### **② 生活支援**

学生が心身ともに充実した大学生活を送ることができるよう、生活全般に対する支援の充実を図る。

##### **③ キャリア支援**

地域で活躍できる人材を輩出するため、早い段階から社会的・職業的自立に向けた体系的なキャリア教育を展開し、また、学生個々の希望に応じた進路指導の充実を図る。

### **2 研究に関する目標**

#### **(1) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の発信**

各学科の専門分野の研究を深め、学内外との共同研究、地域の課題解決に資する研究等を推進するとともに、その研究成果が地域で有効に活用されるよう、積極的に情報を発信する。

#### **(2) 研究実施体制の充実**

研究活動を促進するため、教員の研究成果に対する適正な評価を行い、その評価結果を活用することにより、研究実施体制の充実を図る。

### **3 地域貢献に関する目標**

#### **(1) 地域で活躍する人材の輩出**

地域が求める人材像を把握し、教育課程やキャリア支援に反映させるとともに、関係機関と連携して地域で活躍する人材の輩出に努め、県内就職の促進を図る。

#### **(2) 地域社会への参画**

ボランティア活動や地域活性化に向けた取組への参加等、課外活動を含む学生の地域社会への参画を支援することにより、学生の地域理解を醸成する。

#### **(3) 教育研究成果の地域への還元**

生活文化研究所の活動等を通じ、行政、他の教育・研究機関、県内企業等と連携し、地域の活性化のための取組を推進するなど、教育研究の成果を地域に還元する。

#### (4) 他大学との連携

大学の有する知的資源のより効果的な活用、情報発信及び高校生の県内進学促進を図るため、大学コンソーシアムやまがたへの積極的な参画により単位互換に取り組むなど、他大学との連携を推進する。

#### (5) 高等学校等との連携

高校生等の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、県内高等学校等との連携を推進する。

#### (6) 県民への学びの機会の提供

公開講座やリカレント教育を目的とした授業の開放等、地域のニーズに合わせた学びの機会を充実することで、社会人の学び直しを促進する。

### 4 国際交流に関する目標

国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成するため、海外の情報の収集を積極的に行い、その成果の活用や、海外の教育機関等との交流を通じて、国際化に対応した教育研究を展開する。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 運営体制の改善に関する目標

2つの大学を一体的かつ戦略的に運営できるよう、理事長のリーダーシップのもと、ガバナンス体制を明確にし、機動的、効率的な運営体制で情報の収集・分析を進めるとともに、学外の有識者及び専門家を積極的に任用し、幅広い意見を求め、開かれた大学運営を図る。

### 2 教育研究組織の改善に関する目標

教育研究の進歩や、社会の変化及び地域のニーズに的確に対応した優れた教育研究を実施するため、教育研究組織や教育課程の継続的な点検、見直しを進める。特に、山形県立米沢女子短期大学においては、これまでの教育研究の成果を土台に、教育研究機能の在り方について、県と連携しながら検討を行う。

### 3 人事の適正化に関する目標

大学の教育研究の活性化を図るため、公立大学法人の特長を生かした人事制度により、教育研究の質の向上に資する優れた教員を継続的に確保するとともに、専門性の高い大学の業務に精通した職員を確保、育成する。

### 4 事務等の効率化、合理化に関する目標

事務の効率的、合理的な執行のため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含めた事務組織及び業務の継続的な見直しを進める。

## 第4 財務内容の改善に関する目標

### 1 自己収入の確保に関する目標

#### (1) 外部研究資金の獲得

国や民間研究団体の制度を有効に活用するなど、外部研究資金の積極的な獲得に努める。

#### (2) その他自己収入の確保

教育の質の向上と大学の円滑な運営を図るため、授業料、入学料、入学考査料等の自己収入の確保及び大学施設・設備の活用等により多様な収入の確保に努める。

### 2 経費の効率化に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図りつつ、業務の全般について継続的な見直しを行い、より効率的な運営により経費の節減に努める。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標

健全な運営を確保するため、経営的視点に立ち、資産の効果的、効率的な管理及び活用並びに資金の安全な運用を図る。

## 第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

大学の教育研究の質の向上を図るため、諸活動について多面的な自己点検、評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善に継続して取り組む。

### 2 情報公開及び情報発信の推進に関する目標

公的資金を基盤として運営される公立大学法人として、運営の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関する情報を積極的に公開するとともに、地域の発展に資するため、教育研究の成果及び人的資源に関する情報を積極的に発信する。

## 第6 その他業務運営に関する目標

### 1 安全管理に関する目標

大学の学内における事故、犯罪及び災害による被害発生の未然防止や安全衛生管理の充実に努めるとともに、事故や災害等の危機が発生した場合に適切かつ迅速に対応できるよう、教職員や学生に対する安全教育の推進や関係機関との連携を図る。

### 2 人権に関する目標

学生及び教職員の人権意識の向上を図るとともに、人権侵害や各種ハラスメントを防止するための取組を推進する。

### 3 法令遵守に関する目標

適正な業務運営の保持増進を図るため、法令遵守を徹底する取組を推進する。